

平家物語

長門本  
十八

リ 5  
2004  
18





15  
2004  
18.



平家物語卷第十八

不却相持  
藏書之章

九節大夫判官江渡四國事

廣辻氏  
藏書記

勝浦總給事

金山寺講座若給事

屋島合戰之事

奥平佐藤三郎兵衛江討事

能登守每度高名之事

奈須市市廟射事

惡七兵衛尉水深屋甲躰舟後引切事

熊野別當地増泰源氏古事

河野四郎通信衆事

田内左衛門尉江生屬事

住吉神主長成奏謝鎬矢事

先帝二位殿入海給事

大臣殿父子江生捕給事

九郎大夫判官相具生屬亦若明石捕給事

宗盛清家父子江渡大治事

女院吉田入御事

大臣殿父子關東下向之事

義經起龍文事

瀨戶尼事

本三位中將日野御座之事



平







中しひ出てのりあはれをみるよとて位<sup>位</sup>りやを衣  
也二月廿九の三河を範頼西の神流を出て西國へ下向  
十山陽を長門國に越九節大夫並四國へ渡らん  
とん日比の浪の江内忠俊をりて神流の渡也西處を船  
掛しつるきふ板原の既小鏡をともおのく昔合軍  
止語定しけり板原のける陸の軍言よ(十八日)  
先手一回も舟の引り手遠をれ船もたらんよとん  
り上つらあかんに船もたれを三艘<sup>袖</sup>ををさしたる  
けたらん流をいけ引はらんををいふたらんや  
支度をもせよと申判官のろ(さ)と申り也軍ハ初と

いれもせうし一歳で死んしあらんひんたふあ(つが  
秋子をも知し千歳も思らんり述志とせん事おれりの  
けめにはあ(つが)れ板原重てかける也武老の地とや(つが)一  
れ素をいけり板原をいれいとを能ととや(つが)け  
年を知しひたの(つが)をさ(つが)るもわのえ武者とてた(つが)ハ  
化にあら(つが)るものをい(つが)る判官い(つが)とよ(つが)り(つが)終  
彼の志(つが)ふ知軍とい(つが)く度り責にせめて勝たる也  
亦地能(つが)てよの船に(つが)た(つが)た(つが)ら(つが)ち(つが)や(つが)り(つが)た(つが)て  
よ義絶(つが)の船に(つが)い(つが)あ(つが)く(つが)志(つが)れ(つが)た(つが)た(つが)て(つが)ら(つが)ち(つが)し(つが)と(つが)比(つが)る(つが)ハ  
後座とよ(つが)り(つが)と(つが)川(つが)と(つが)笑(つが)ひ(つが)り(つが)板(つが)原(つが)ら(つが)ん(つが)れ(つが)る(つが)を(つが)中(つが)て

と云ふられ表面をそし海に下りて二(一)から末の君を大将  
軍として小軍と云せしと終い少屋に在る此れ  
判友をにふみで初てはみし諺ししおみてり

勝浦に名給事

十六日大雨風はけし吹船共数多破壊したりけれ  
其日ハ船共中しし翌日十七日小出はんと志り系現乃す  
区一の風大地を打て吹たりより判友の船唯今世  
のしと下知せらる水主権中けりしはしの大浪大風小  
らりし海のおりてふ船のうしし事なすしとくんと判友宣  
ひららねて東山の奥より死らる海河小入て死し志の

しふらる船の富業也たの時は敵か用ん志らるうんの  
かると見打しはたらん小押考て出たおしと敵を討ん  
すれたし出しんとせのあつたおし権を身を全ししと  
君たつうしし中事出たはつとや高しとくしと  
判友つりて空ひけりし鎌倉代友としし勅堂  
をきりし美徳を度しつんおのれら出た敵  
られきやのそを切て軍神にやんれやと宣しと伊  
路の三部材出たはんと志り死る志あつた死し死し  
をとして舟を出し判友此船六千多あり船五艘也其船  
に五艘也出しらる判官此船奥の佐友三部材次信





つと義盛た、一跡のゆき勢をういて徳倉友の川才  
九部利友攻の浦につる勢持ひにらせや高しき人  
の共ハ甲をぬきて急ぎまれとり志し過りる  
小の者共剛たつす此甲をぬけて其中に大将しよ  
き者褐衣とぬいてたれに黒うじおとりのよし  
に麻衣の馬小乗てよまに身重あるものを甲を  
ぬき馬を法先ふして系りたり判友ぬれぬつ  
くの者共と尋多(と)何故國垣西北にふ白井のを後  
親家とち者たて元々原氏の北方にふぬきしを思ひ  
あふ海の子に中系り合系らせたりと中り判友

神妙にやたり夫あつ大將軍と物の奥あせとて  
濱に飛りれり柁を島の誓ひつ程の島當時と至  
しふ小坂のりりい一伊豫國の任人河野通信  
先世共まじりせのこ何故氏ア成長、嫡子田内  
左衛門成貞大将とて三千を結むひの跡跡三千  
騎のりんたぬた兩國のうらり、はまを百騎中  
活にてかゝられてふつ、屋島に、勢ハハんと  
屋島、い、程れきし、つ、後にて此流に軍志つ  
た、屋島の是、一里斗、能、海、結、ぬ、河、故、氏、部、の、變  
様、す、助、良、遠、八、十、系、結、ぬ、て、一、の、の、と、十、た、れ、い、つ、ハ

そとを居せしとて先ふ三て極つぬ良遠の館小押  
家しとて時をつら極馬助一寄り討たしは為り  
館小火を城て焼もうと利官を食を食のいと云知せと  
尋ふる(ハ勝浦と中山軍に事れりとも云いて何ん  
あはさ代を中出いん(ハ)中山軍に事れり(ハ)下部ハ  
つらと中山(ハ)昔字にハ勝浦と書てハ昔宗及及  
敬天皇天祚を多しをもいしに軍に勝りし  
し(ハ)中(ハ)たりと中(ハ)利官大(ハ)悦て是を記し  
あ(ハ)後京軍して来る多(ハ)勝浦(ハ)事たるふし  
記さよ叔り(ハ)つ(ハ)つ(ハ)たりと屋島に事さる

母先小うてやりの事とて事れ(ハ)志し(ハ)且是にか  
り(ハ)水(ハ)山(ハ)勢(ハ)川(ハ)お(ハ)ら(ハ)せ(ハ)る(ハ)つ(ハ)つ(ハ)徳(ハ)小(ハ)河(ハ)岐(ハ)國(ハ)坂(ハ)東(ハ)坂(ハ)小  
し(ハ)お(ハ)過(ハ)て(ハ)河(ハ)岐(ハ)と(ハ)渡(ハ)波(ハ)此(ハ)坂(ハ)あり(ハ)中山(ハ)の(ハ)南(ハ)に(ハ)塔(ハ)陳  
江取

金山寺禪座总持事

叔翌日十九日に夜三つて山を打越(ハ)り(ハ)中山(ハ)の(ハ)北(ハ)の(ハ)山  
一面斗入たる竹内(ハ)栗(ハ)木(ハ)を(ハ)た(ハ)た(ハ)か(ハ)た(ハ)小(ハ)令(ハ)山(ハ)寺(ハ)と(ハ)云  
堂(ハ)して(ハ)百姓(ハ)太(ハ)師(ハ)共(ハ)集(ハ)り(ハ)て(ハ)説(ハ)法(ハ)を(ハ)禪(ハ)し(ハ)て(ハ)大(ハ)衆(ハ)衆  
より拵てす(ハ)々に(ハ)祈(ハ)ん(ハ)と(ハ)ひ(ハ)し(ハ)め(ハ)記(ハ)事(ハ)を(ハ)利(ハ)官(ハ)記  
す(ハ)給(ハ)いて(ハ)爰(ハ)崇(ハ)聖(ハ)を(ハ)敬(ハ)此(ハ)何(ハ)ん(ハ)か(ハ)れ(ハ)と(ハ)時(ハ)を(ハ)と(ハ)つ(ハ)と(ハ)他



士清基を以て使はて能く在りし人御られり  
原九郎義純既して河内國八河尾子浦に居たり  
此處へ定て通名中山を以ていふ人由緒  
と知れり名刺ありてや後京とて馬ををよみ  
をす先ずう川河とにけり男一人宣中と見え  
し源のむねは三志守にありて文持と刺  
の先に記しるに社追分たれ此書を記してつく  
つく一人其京を屋敷の内裏へ参りし也と記  
る京をいふ人けえが六条河原北の政家  
此記のいと中別官我り記して平の事を記

次に述べておせしして果しと記す破子の所を  
也若く破子免せしと破子と記して又  
左記く打寄て同れしは屋島の城といふ所  
母中に何と記しと款の志と記しと記す  
此の時も島とありし船を記して記す  
日記に記し西に記し馬の記しと記す  
記しては記し人に記しと記す  
此の其事も記して記す  
に志すも記して記す  
義經の事も記して記す

吹の共あゝ多そとせんとしんとおろしつゝ城をのりて開心  
ゆゑとてうたれたる利官よあひ是あはき野た天の  
ゆゑとてあつた文をれ徳倉者にみせきりんとてねー  
老てよあひのむねねふしとみみてとらり真の  
引田浦白鳥丹をの社年れと私々をおさして田井の  
寅利とて屋島此城をかしあけり

### 屋島合戦之事

いすゞ引すしとてとつ免ひたる程あふ勢く引抱  
てゆたらし伊勢三郎とあけりかたに大將軍を  
て討死せん事うにいかにたし多勢をともた

てやいの心機を城の押あらし事以外の僻事某うく  
かせゝ命をかしいふ似たれ共う盛をせんにお物死  
あんすれ所い汐花けはは機て先陣かけてを考たり  
ける要家の方にも敵の馬のむつめにかげえられて  
汐花のありを二三千騎の大勢とあはれみりり礼を  
れに遠めりれあを叶やうとくは船ふるるしと  
て也川の舟の流ふつけたりける船もふ主上をば  
めあせせておのくみまられたりいふ熱川の舟にあ  
先きりて武者十餘一江の出来り赤地の錦のいたれに  
お裾濃のた機かのにを黒めり馬六すなりあふ小

昔ふくまんのくさるをたてて誦せて出立せし所あり  
うんとまゝのうちにありて素に転りし向いて鐘  
倉にありし小巻の念高人の流者として無ろし新せ  
たせして陸奥へ下りたりし小冠者事うと  
中ける伊勢乃三郎うけりて舌のうとくすに刺官  
七川事をも拂ふてんも中うと、奥加のそ系めり  
あひあ記念のありしうんすれうけさせるとせり  
はんすうめとかく中者も砥波山の軍に負て山追  
あすれをうとく乞食して京へ上たる者さう口の  
たるやうの中うといつと次郎(あ)の中りハ我君の思ひ

いとけふたの衣食ふとくすうす何とてう乞食す  
此中人の思ひこまをいづくをたせたりしう  
高深西村の道して山城して妻子を哀い  
けらと山登りけりし流石なるものえんい  
ものをとて中ける人さう十部家の中りせんか  
た夜京の難無うかたり事をもいんにたといふ  
夜を何とてせんすう去この書一は谷して武内  
しはうの若原京のふかみか能きうんりの  
をとて中ける同と市を並ひてたあたりけりうとく  
ひいて志波し加さえてうあちん、愚にける次郎

豊前盛次、上洛の胸板志、いかに忠告ありけれ  
そ後忠告詞は、いかに忠告ありけれ

### 奥谷佐藤三郎兵衛被討事

徳登ち口おしれりの久運の、くろとて何れなる  
何れふとの豊下の小堀を大將とみて城を控御所内  
重衣を屋のせりれぬる忠告、あまやと矢射  
船軍とを、あまのせりて唐巻際の小堀にた  
りたりして、何れやれとの、禮をたてられし、小堀  
ありて内裏にありて、皆討ちたらしむ、世に  
る款をたらし、一刺に、此代めの子に、奥州の佐藤三郎

前六信、とて、加へるを、徳登をよく、いして、あま  
久は、是より矢の照、先て、一つといふ、世に、あま、い  
あま、は、徳登ちの、い、常王丸として、大力の、い、  
長刀より、りて、三郎、あ、こ、を、と、ら、ん、と、あ、合、は、る  
を、中、の、口、部、あ、忠、信、の、故、つ、あ、ま、常、王、丸、の、あ、ま、あ、ま、  
た、と、の、腹、是、の、引、合、を、た、あ、ま、あ、ま、の、通、一、た、れ  
常、王、丸、大、后、に、伏、は、口、部、あ、忠、信、を、と、ら、ん、と、あ、合、  
あ、ま、を、徳、登、ち、あ、ま、あ、ま、と、太、刀、を、た、て、片、子、あ、ま、  
せ、く、片、子、あ、ま、あ、ま、の、た、の、腹、を、つ、う、ん、と、あ、ま、  
あ、ま、に、あ、ま、あ、ま、投入、た、れ、あ、ま、あ、ま、あ、ま、あ、ま、あ、ま、

おいはる者を誦くあはるれてかゝりたるにやるるを  
やして船の底に死す判官たりつるのとの  
子討れて陳の後世を京に引退くおりのあひつ  
三節の節をいさくくおん世に次信つてそん  
るしけるといいたをつた出して中ける源平の  
らそいれ始ふ屋々を備せしを移をいしにりし  
次信といこれん世に後代の面々も化但君の  
未だもぬをいん世を變て矢以縁出せし世あり  
い置事とてとらつと中りつたれ入るれ判官  
みいをふつて此のりりには僧や何と此のりり

僧一人尋せしめて衆せたりかくの者を入るる  
世たりしすんを黒馬のふすにまつてとら  
はらきしうりげら獨倉のををたはも此馬一足して陸  
奥の通りたりたれいさるの馬也とて我五位にあり  
あひら時五位ありして大夫黒と名をいさく  
にまふらんの時置て件の僧をいけとて是を討つ  
多程をりてむくもおうきて彼ふの孝を能く説く  
いふれは兵共是をみてふの君の為と誰か命に  
らんともをみしとあつらる昔唐に太宗が蘇州  
を討んとみつら一院の僧は檢非違使五位尉源



一經を名けりたるを改小麻島六部惟明令子  
十部永貞同余一家忠臣三郎義盛と名乗て  
上洛を申し出て受け取りけり。平家方の所も屋原九郎  
にてもけり。のを何れとてやといふ。力があらず。城を  
捨ぬるやと。敵城内へ入て火をさし。焼拂てをせり。  
平家も是をみて。志を失ひ。人々さし。矢の長者もあ  
り。五治七者もあらず。のふり。中務のふり。すて。村て  
通り。抄りの兵。其後。無基。新基。新基。法。竹。岡  
兵。國。陸。忠。休。後。三。部。兵。部。次。信。同。部。部。忠。信。と。名  
乗て。い。す。五。治。の。兵。其。後。あ。と。し。と。か。け。た。り。け。る。哉。本

次部兵部盛次船乃るや。此上にはけり。中務の  
谷。条。川。に。れ。る。河。上。を。る。ふ。る。て。い。り。て。分。明。小。部。ら  
は。今。の。大。將。軍。と。な。れ。ば。て。お。つ。は。る。を。し。云。伊。勢  
三。部。の。少。將。也。出。て。中。け。り。と。何。れ。書。も。お。つ。け。や。法。和  
天皇十代の山苗高小膳太郎義家小四代小孫  
徳倉屋の由。子九部。支。別。宿。也。出。て。渡。り。せ。あ。り。を  
の。し。と。中。盛。次。中。の。り。と。し。る。事。の。ら。ら。い。事。治。の。乱  
少。部。の。し。と。化。て。後。尋。ら。い。て。九。条。院。難。仕。常  
盤。う。抱。て。着。り。たり。一。二。歳。子。の。教。免。也。ち。舎。那  
王。九。と。戦。場。に。臨。幸。し。り。て。大。軍。柳。城。小。部。ら

に及てその後此敵と死にたる士卒の骨を築て器  
一をくみりて大空の備を儲みつら山を築り  
及り死無し親婦是を嘗て冑子の燕死せるを天  
子啼器りて自是を中川でか(る上と死する)  
うみわしと帝徳を感しける諸の勇士是  
を見跡忠勤をばしきんとありしとを衣也

能登守毎度高谷此事

母后一の國の任人竹岡無敵絶志とて死して  
後けれ能登守よくひれてをれあり(絶志  
と絶ひの引合羽房をて出射通したれ志は)

いたしんねらにりしれを去り(絶志)  
基清社のひてうけぬれとてそのをれ川矢に内甲  
を志し絶へしとされて矢小舟をて出射(絶志)  
その矢先ふかりて死する者五六海かうせにり  
夫を始として(絶志)の物共(絶志)にりて戦ひ(絶志)  
其日利官軍に負て引退れり(絶志)の卒(絶志)に(絶志)  
此境あり(絶志)山に陣を敷てあり(絶志)を(絶志)  
(絶志)原氏を夜討せんとて(絶志)し(絶志)大納言  
此北の方輔也(絶志)其(絶志)を(絶志)夫(絶志)東(絶志)の(絶志)  
魯(絶志)又(絶志)太(絶志)部(絶志)と(絶志)中(絶志)者(絶志)原(絶志)氏(絶志)の(絶志)陣(絶志)を(絶志)伺(絶志)ひ(絶志)み(絶志)て(絶志)名(絶志)を(絶志)ら(絶志)ん



夜射の世よりけり此れもまた家の運の川にぬる事也  
去程小舟の禰波とて平家を告げて原氏に志を  
あしむ事ゆゑ此の山の事又公の誓こに加へて  
むける小舟よりしよか池集りて利友乃坊三郎重忠  
に成成にけるこそ外引あれてあゝの武者社七郎重忠  
けし別名何者かと尋ねし小八幡夜の内免のときふ  
雲上の後友内花明の三代は孫後友重忠を死忠と  
中者也と来山林にうれ居ていつる原氏の内代  
のあゝ勢の中と来て去りたる事とやける利友重忠  
たりし事思ふとて射小衣にせよあれけり

### 奈須余一扇射事

明の廿一日未明に利官中しや後の城にやあまふ  
あゝ家の記のふか船に乘り居て或は二三町下りふ  
出しうかいてたのふ時を化りあ合時梅るを射  
今より去程小舟の事程ふありて老人志やう小舟り  
たる船一艘あれたしや向て船を寄れたる事すしれと  
何舟をふんとみる事にはその穢に柵の裏にいら  
女房の敷十八れ中とみるにわらぬの翁子を事  
にをあてて船の袖をふさし何ぞもこれを射しとす  
たる利官此れをみてや何は十を射た射しといふ事



ていれりといふ村たり廟は宜小なりしゆらある廟  
七夕のうやたて宜小なりしゆらある廟に面白  
たぬは面白しつとありて宜小なりしゆらある  
同出たる廟の波はくんにたつよいに面白し  
陸山と名のらをはたしてよむゆらある船を  
たれて威しける此魚に入て黒皮にともしよら  
ひれたる武者五枚茶中ありつ廟立たる茶に十し  
出て三時中茶にけり茶中茶一中ありしよら  
付いてそのふをひやとありたりたりりら  
ゆらある廟は宜小なりしゆらある廟に面白

せんきりありしゆらある廟に面白しゆらある廟  
ありしゆらある廟に面白しゆらある廟に面白  
すいりてゆらある廟に面白しゆらある廟に面白  
時志乃々の中茶の茶としてやける天下に面白し  
美女也是をりて廟を立たるゆらある廟に面白  
ち男もれをくち家て真に入らんすしゆらある廟  
船は船やりにすしゆらある廟に面白しゆらある廟  
り陸上総恋七無廟京流以下熱しゆらある廟に面白  
れ手だりの精兵をとくへてを付より面白し  
一矢に射るさんとたふみてきぬ指より面白し

をたてをくさう一筋たれ、刺官先小、跡多を  
るに引てきて、みられ、若、徳武、胡國、小園、  
事、一、百、の、城、を、か、り、たり、る、小、九、十九、の、城、を、  
し、て、今、一、の、城、を、せ、た、たり、る、き、ん、と、し、け、る、  
美女を出して、扇を三て射させ、け、る、  
を、し、たり、けん、せ、か、り、捕、ら、れ、て、お、た、の、  
去、然、を、れ、り、ける、事、さ、な、し、て、お、家、は、の、り  
あ、と、か、し、り、け、れ、る、源、氏、を、れ、に、あ、さ、り、ける、  
お、い、み、し、け、れ

悪七兵衛尉水深屋田津舟引切事

去程、お、家、は、方、を、し、船、り、り、一人、お、お、り、  
一人、楠、川、に、一人、お、お、人、乗、て、す、り、お、お、し、  
渚、に、た、り、て、た、て、を、つ、た、て、お、お、し、  
是、を、二、お、お、川、谷、黨、一、宛、あ、い、る、お、お、  
と、常、陸、國、に、住、人、水、深、屋、の、十、部、田、津、屋、の、十、部、  
武、藏、國、に、住、人、今、子、十、部、田、津、屋、の、者、お、  
治、川、に、て、お、お、か、く、お、お、お、お、お、  
て、お、お、お、お、お、お、お、お、  
お、お、お、お、お、お、お、お、  
草、お、お、お、お、お、お、お、お、  
た、れ、馬、の、





と流武者を放のよるるをたきせけ共引時敵を  
追掛たらんしにかけられておひちりされし  
れしやる物り有り何す亦先にと船小乗て亦志  
出た判官は馬の子とつらや切入て戦ひけり  
船の内も然るをききて判官七甲の志守後を  
うんとにめりたりけんろをうけ落されてういよ  
しそ是をきむしすに既小し然るうし然る  
をかしとすをたり兵も後小扱て山標枝唯控て  
攻めぬ(至)とせ共終ふちにてかた家てろ  
を有りてうてり兵共後にはけりを假め成り小

てはよ中命にうてそ現め事は快しん事と  
されたり船のあひるをちをかしひつら大将のちと  
いふんものいふ人志そ張と亦終りめりしやく  
れろを有り持て原氏の大將ろしと笑ん事の  
終りたれ命にうてよをそを切て落しりせて  
亦子節小教多膚にうて至る小火をうけて焼ハ  
うし三年奈流にてゆしけ小整ぬる亦小任勢三節  
り盛んか亦小亦終り命たれ美畫中けりといり子  
已後いづくしとすしとんを中しやの城は追着  
して焼もりのたるを大臣殿は生捕られたる

か討死新中納言能登登を後下をいしり川に  
との父右佐の民を攻め討人よ衆りてましりしはるを  
義盛の件は新りましては原氏に世よりすま家を  
うらむ家の世より原氏をあり今ふそしめ大事と  
何々々々〜からすに及り甲をぬたるを池で衆り  
あつりし盛かくてあつりしとの親子の命をすけんす  
る程とやけれは是をたて三千系所は兵共國に池  
衆りたる惣ふれは家先たとを前ふけりこ〜の  
者二三十路の世はたれ共かれ、中々志つるを  
たて衆りしの大殿を何れに渡す衆りあつりしは、

とく甲をぬたるをえ川しそ衆りあつるとやせ共の軍  
せんといひ切とすよりの一人をか〜カ及らん田内た  
郎門甲をぬたる討人にあつ衆りたる吾家の田内た  
衛門生と〜れぬとれぬ〜たのむ木の本に雨の  
多ま〜ぬ地〜そ志家の浦をよおし〜し〜  
凡ふ志い〜して衆漂い〜何波民あり田内た郎門  
せ捕られぬとれ〜し〜浦島〜にたれたれ共〜  
んり身にた〜る家子の形衆をを出〜し〜ける四國の  
衆り是をみてす〜る衆り此軍より吾家成良を副將  
軍とめられたりけれは四國の衆り〜し〜子〜す〜い

てをみたりるサニハ後ア神治兩氣に五つる原氏  
此兵船五兩系艘にありて権系を先としてむの  
いて此を満れたれ判官の候ありり兵共是をみて  
六日の高瀬命をて、此花にすい果てのちたし木  
の那とやむけり

住吉神主長盛奏御齋矢事

三月十七日住吉大神主長盛院の由所を奉りてつけり  
去元十六日此刻に當社中三社神庭をわらせ去れ  
つと西をあらしきまよりぬと奉りり化法皇の劔を長盛  
付て御神室に下權、此幣帛をお具して奉りせ給り

昔神功皇后神羅を責めひしは任坂大神宮がた  
り此荒御前をさし添々二神船れり(にたつてちり  
終ふ新夜をたひけて一神ハ新津此國住吉此郡より  
すの能今の住吉明神とす是也此大明神ハ昔海にちり  
向しかりりり利生をほしりりり事ハス社ハ木  
うし聖神とて以合衆の言をいひ由教ハをい  
ハ前ナリ一海人老人とを兼ら一神ハ信濃國すの  
郡よりすりり一諏訪大明神是也母より此征伐此  
事をいひるに化すお根ハ新津りりりりりりりりり  
と三月十八日長門國をいつるい津上陳をよしとす家



りかうに是は小鏡倉を此外に主とされしのをと  
し判官馬に打棄て矢を取て打ちおせんし志を  
握系馬に打棄て矢とりたるをさみり伊勢の三命を  
盛判官馬の首をすんで太刀は流しふるを打ち  
て三寸中ねんしとて志を握しんと握系を打ちて  
三たりる武藏坊弁慶と名れぬこのまやをけりし  
てつとより佐友四郎義隆志信つとより握系嫡子源を  
京幸同母政京子二人父は右左此胎つとより判  
官の馬の口に土肥の部實平三浦の義隆右右の樂  
に取棄て兩人共にかりしやりるは是程の大事をも

御前にては後よりして同軍世は流しつとて款の力  
にかりぬんすむとた天之化取為と志をすは(公)  
鏡倉をかくし剛一万人事やぬんぬんぬん  
つとより判官志のつとより志をいにより握系もす  
はむふの及やみふけり

先帝二位殿入海治事

三月廿日源氏数艘の三船夜のつとよりはかり  
にらち家乃軍兵十万余待のけてたつとて  
を川より声おひたりし上非相天をりいれ下は  
海龍主りおとぬらんともおとくたる門司関人

七浦とにたりてある少早に平家の船が汐におひて  
出来にけり源氏の船が汐に向いておしおとせし其  
比汐のまじりて船系舟を破つて放の舟の汐より  
悉く船を打ち破りて舟をうりて長力をとり  
ちて船りやう船をさかたりけりけりてふたのとり  
て船中船を和盛の舟のま先に出現しおんけりて  
舟の船は多し船をこしお船がさうとるに東國にやの  
系の君の舟を印ふ者り衆くせぬのやめるるのれと  
中せし齊院の次官親能とやふとよりを親能と古  
早かと思とらんすの弓矢七帝を矢つしおとす

もと第一和田丸をうしつるや、和田丸とをとりけりて福  
衣はよぬい初とたれに赤地の袴にて袖をて黒皮たと  
し此袴にたうけぬ馬の舟をあたの舟の舟中  
油を七船をゆくと舟の舟を舟にたおけて二所奈  
三下にかゝりて舟の中を舟の舟を舟にたおけて二所奈  
を一所にたり舟の中を舟の舟を舟にたおけて二所奈  
舟の中を舟の舟を舟の舟を舟にたおけて二所奈  
以上そく三所奈に口すれより一とくおけて白笠お和田  
太郎と盛と焼書お盛とたりり舟の舟を舟にたおけて  
と舟の中を舟の舟を舟の舟を舟にたおけて二所奈







予不負にけり此うへういふ所ありて速まは官軍の由  
正解をお政しきりて權の枝に付たりて發文に金  
剛童子俱利伽羅明王を書片をて此高系艘の兵  
船をさしへて田邊に漆出た渡りて源氏より北

河野四郎通信衆事

河野通信一千余所の軍兵を率いて伊豫郡  
池部赤子源氏にさぶらかり久れに九郎判官といふ  
力あり入之て荒ふ此無共敵ありと責けられ  
ありて至島の夜を引退く當國のころ之後  
此乃物にさりて伊豫九國の事をかたけり

田内左衛門尉被生虜事

判官伊勢三郎より盛を言て伊豫へ越んぬるに  
民部成良の嫡子田内左衛門を先づ引いて去れと  
つと美盛美良の叔十五流に夢にて告げけり田内左  
衛門は河野をさうち逃しけり此河野の伯父福茂  
新公命に下り此輩百六十人いたし此小赤をせし  
此遣を言ふはたり此河野のせうは畏てはる大  
河野いふ成良はさうりてみゆるとはれはる  
船に上りて去りて新中油を所をれはれを  
はるを思ふにけり此大に是れはる

平家八面系艘の船が山麻呂後治秀孝を常陸三  
郡孝康王に強弓の積兵を五面人爲るひびいて  
夫向にきて射れし原氏北光海あつて志て兵船  
共の引退く平家五方勝ぬとせ見つてみし  
て收れられたるつりける其家中にいらると云  
を志るに鯨を食て出奔の大佐を小悟士を百と  
いふ所の屋敷とて山尋りたはる少却中けり此鯨  
喰らふは四方に依む也食返りぬるものありし身事  
大事唯今小つりとせ中ける夫小平家の船の下  
をお違ふる人食返りぬるものをかき今にかういふ  
中ける是をすのひる人々の心の内には其海よりしく  
おぼしめし先刺官の射志強き化れていづるつた  
と尋ららひいひる志ありし白雲をくんとみ  
つらり空より白旗一かくれ刺官此舟の首にたは  
つけられたのみゆりありたは八幡大井の現せし  
てゆたりとして刺官此舟の軍兵甲をぬけて指  
かり平家とらふ是をみて身の毛よたらちておぼ  
しめらるる五面系艘とて山麻呂後治秀孝の二門の  
山麻呂後治秀孝をくつて常陸三面系艘平家の二門の  
舟面系艘也おぼしめして國九面の兵を後治の武者に

新みて定る共に口をたをわを夢すむと云ひたれ國  
此者共源氏と一にありてお家を中に取られては  
んふ村の要家何てすむいゆいにあり今を味市  
と云ふつち者共。我は向いてるを引取を扱はれ  
故り味市よりふす源氏の唐舟をそむとせんとせんす  
らんとも唐船にかけ加つものをも武者た化  
りて此夢何のめて兵舟にほし川に布りの兵を棄  
て源氏唐船に乃り後ら兵舟をたしと起て  
けんとしてく志よりはるふ河波の氏ア返り忠しそ  
たれ源氏唐船に目を習す兵舟におり夢  
そ水に握る共を材や夢切休たれ船をかすすに  
乃す櫓棹を捨て船の基たにたれしやんたれ  
源氏之れお家の船を本棹りしんたにたより  
何れ新中御の継のたつものをもと人之後悔  
くたれまうむか。河波氏ア成長此二三子お家  
に志をそ。一度この字に父子共に身命をたし  
やん最こはる事の舳い。叶しとありむらふ  
婦子成直けをたれにたれ判官にたれをうま  
し。たれと出海玉の任人お源氏に志すいたあやらに  
初くけらおお人のんむまんたれ。是もお家の室

のつたぬ故也新中御子、和盛の女房を以て系  
りて之をくれば日の共より侍のつとむとの久い女房  
達軍にいたとともれれ、軍にまかすを、い  
しうめつら志ん河津を共をいせんす、い  
とお笑ぬ、いゆと云た、今うのまて、いれ、  
た、いひ、いひ、二位、位、是をい、い、い、  
衣に、い、い、い、い、い、い、い、い、  
をい、い、い、い、い、い、い、い、  
腰、い、い、い、い、い、い、い、い、  
幸、是、い、い、い、い、い、い、い、い、  
と、い、い、い、い、い、い、い、い、

い、い、い、い、い、い、い、い、  
出、い、い、い、い、い、い、い、い、  
い、い、い、い、い、い、い、い、  
に、玉、神、を、志、つ、め、い、い、い、い、  
舞、の、主、と、い、て、殿、を、い、い、い、  
い、い、い、い、い、い、い、い、  
み、い、い、い、い、い、い、い、い、  
右、の、い、神、い、い、い、い、い、い、  
利、い、い、い、い、い、い、い、い、

小船に乗せしめて港に送りぬ大納言典侍友内伝所をとり  
り乗らせ給てあゝ入らんしせらぬに**出**るひたるを  
れぬのすまお私しは射つけられて引りまゝなり給て  
す内伝所をたすへ乗れしせてあゝ給ひたりけるを  
東院改官より乗せ給て小船に乗せしめて港に  
りぬを始として女房を家先と入りし入んと  
すりきりむつたり入たるをハ取らる女房をハ取  
上られてたぬれしけむりも出さる軍治けむりおと  
らぬ天もむ、尼海の中りむく子也先帝御年の  
ほろりたるとさしと出むしあむひて出ぬ川に  
く

事すかきいひやうとてもうすた春中はぬす  
とわら夢のひたり西面新いつ乃世すそとんろた  
ぬす福い人々女房にちりあき出しみるすあとい  
り也ハ服中の教盛徳尼女史経盛兄才二人  
後の上はいりをためて二衣に入る内伝所に入  
あむいたる御唐櫃のふありうあうけを切て  
武士のきんとし乗れしをなるの忽同く化乗兵たり  
けるを平大納言の時忠生ら化てかきあは  
けるわ化の内伝所のわらあむ物をもよめぬ  
た化九條判官のわらけらぬ九事屋控この



志あるは君を占生捕ちりせし大力を以てかゝる  
にや一盛の童中を有すのち京籠一の刀小甲を歩  
かゝん次の刀に刃を二ツ切刻ぬ堀の流布命を  
らふもして立すやうして能引てもあつた小京籠  
内甲を射させているむをうに一なるをちを打  
引能て投するべしとてたつてそをきそりてはる  
大層有家身捕せられて目のあにて乳母子かゝる  
けをみるひいて、ある心地するひんしありし  
流す一れた大由う教盛の四子能登る教籠、大か  
此別の人強うのせいひをう矢つたを屋のこ利也き

いのりて鬼神責やうとあるやいゆふ七に  
成ゆふ矢つた早のよれ也物事して一所の軍に  
軍一れた二所りあるふ矢取にあかしの射  
取すすといふ事か一矢持みれ射をくて物  
持て能戦ひるひる向者をとあたりいたりふる  
者をと追うけてまんくにあれ能つりふち刀長  
刀みれおをり命一敵はあ合う是を物けてあみた  
をくそをち力おれのをうむひとり能ひひ  
あれりみるおありて能登るは黒はねと一の強  
をたて袖り草摺りちたり物て胸をうりを身にまきて

北朝の太刀さやもりの小育小珍たる甲をよるるはす  
大向の目ふりて何れもすすたるの心をむらけて  
敵をすちて乃るいさると不知者んとおのり人の  
家を生捕りて徳倉渡りて北朝ふ云へん事あり  
討敵せしむるしとをいり給ふるのむらいつらん  
て海へふけ入ふみ入何れを拂ひてふるまのむら敵  
の味方を目をすちりてみらる處に判官見をみて  
流りらる昔のころ管方て名をふす人の肩書は  
成ぬれぬれおたるあつひの衣能登るはよむれく  
何れ判官ある者のあつひの殿じしをたけけて大將小  
夢もな未だ三つこのけし深氏此矢後をそりて  
いり天下を定め事備ふの殿故とくくのたれむら  
た事ふらつ何れら大將ふと其のありたる新地ゆ  
此のいさると能登夜をいさく罪や化りたりと其のあ  
る能者にけりあつひのりしありたれ能登をいれ  
此を大將軍九部ふくあしよりすきんあれ家も  
たあを思ふ共九部ふみへおれいさりりて何  
いうまへてしおとひりし能登を友判官とよせ合  
すり事二度のりけり能登のちをハ流甲長刀持て  
おとすよりの判官も流甲に長刀とてむける能登



す利官とみてた刺業婦り船て船が軸を止せ  
追送り既にはいれぬとみへる利官長刀服の  
あはれをみせてせとあつ船乃ハハ来り一丈斗のた  
るふしうもと飛りし能登を後にはあやかり  
あひらんいいて飛りしすから事二度をけり其  
後利官人をすしゆんとて面だたのよふ夢られ  
けれ共人たにけあふいすれれて向へ入路たり  
けれとすて能登を推せたりける守龍を子孫  
少てとあれも守龍を大依り子守れた節生先  
と云り力大力の刺の者家身たれとてぬ志いへる者二人  
をうたはいて三人出島ふすてはるいすや能登を  
あふ能ん一人て守れあせりつめらりれあふ三人  
取舟とらんす丈十丈は鬼人なりしり志いへるあつ  
相つさる能れいし能んとて三人小船に乗て能登を  
坂の舟の杖と船の軸をせと川を渡りてお物や  
飛りかけり一人すしゆれ能登の合て蹴あふ  
あはれとけ入りし能ん人つとよりをた右の船小の  
いそみして一志先志のてかへるさしとてあはれん  
いそみしらあおのれらてて換かろあつと志入の合  
後又りうひ出たりけり新中ゆきみへる事ハいつ今ハ

叔志此の如く此の川原をきくうの者といふておぼろ  
くはれぬ小家長の末いと乃久く忘る事  
るがれまにりよ強い二雨をばあかりおのれも澄  
二雨たてつとよをそり組て二所か入らばくくの  
者お八代七大夫き守おまの物の具ぬけすて親子  
二入つれてたよれりおしる志強せとて原氏の  
軍兵さしつゝ射たれぬの底をすまて亦存て  
おまに後重安婦子小お節き茂おやりり右の  
足を物の六つて引おれぬ今あうとおぼゆる世を  
たれけしといひれぬお父の足をそりてみれぬおりお

おそく右のすまおて上は緒をとりたて下の緒をとり  
のよりりおすおおてたてぬ海の底お引入るまに  
志はれ重茂父のすまおての緒をき切てすたり  
たれと大いれつれておすたすのぬとして父子つれて  
海上二重おりおきて人うたすのぬとて豊前  
柳のぼおおたりたれ母れ志たれおぼられ  
凡に志ういてきたすおらる赤旗赤印おにちたり  
おたれおおを嵐の吹おらゆるにおとあうん  
お血に垂しおるれおらる浪おおあり牛捕に  
前内大井宗盛云水子息たつ巻清宗八歳若公を

右副將軍有とせりけり平大由之時忠回子息内  
戚下信基瀨波中將時實兵部大將平明僧亦  
二位僧部全親中由之律師志快經補坊阿闍梨  
祐圓侍に肥後守貞能原守吏刺官季久孫  
伴判官盛澄橋内左門季康女席に女院重衡  
北政所大由之典侍人々乃北市上下女席廿三人都  
て生捕三十八人也二位の外ハ千い飯の底ハ志川み  
々々人々か一一日りみる事りつら荒夷共の子小をり  
て都つ政りりりりりりり王照君の夷王國て胡  
國一のきん忠しみといつて是にハまじらへんとせりか

（けり此山川交禪此日益此山産此山トとの縁を大  
食破ハ夜の山殿此山帳のうちに鶴入籠る品即位此  
と此高御厨ミツシ屋小女席係小多一入御禪の日の言千の  
帳のあたえ男上り君御在位ニ々年々間天震地震  
亦川に於て信守信社ハ恆を奏せる事ハハハハ  
春夏と斗との秋冬ハ大風洪水東北の業を波  
浪といハ昔西収の節にも及ば三月小すハハハハ  
春苗不秀一て多く核化九月小おハハハハハハハ  
ハハハハ福徳ハ熟安事事苗時乾天下人民俄  
死に及ハ僅小命せハハハ者ハ傳代お傳の住所を

於て才氣を裁て寧人となりしは官をたすし然るもの  
里のみありし浦にに浦城買たるにに山城東北  
國乃合戦経節天行時胤體被病大無乱大境  
亡三災七難紛ら事かたこれ貞記の早永祚の凡  
上代の事あり共此御門乃此時行じの事とありと  
其兼ら淡<sup>素</sup>始皇の在裏に子にに何れ福と昌不  
草斗の子也志多ふ天下をなす事三十七年の記志  
く化の人の中けるは國ににあらたえしにに何れ  
此重草と中山の民家か出たりとおおき中しうう  
祖も大なる子也しうしに位に即たりに本朝の  
片れ子しし位を踐事しし不子とかけし元暦二  
に七書言いありし月か化ふや一人西中老川み  
百官浪たしにに何れ

九部大夫判官生唐等若明石浦給事

元暦二年四月三日未刻斗九部判官より院  
看らあて中なる去月廿四日長門國たんの浦門司  
少て平家此のものとく生捕しそ三行の神器  
事故ふくしし入内ありしとやたりたれ上下  
悦ひあり使保八廣経とせしける廣経を御所に  
召て合戦の<sup>中</sup>中書<sup>の</sup>書<sup>を</sup>以たつにたり此感のたかり



すし 也百けり

人々此處にみくらんとかりしころ果多しぬ而官浪上小  
くいふ家此一門の軍兵にふす此國母友を東夷  
西戒にま申れておれし故今一攻入多たりとてお  
かした何ものみしるあてりま多ありし所もあつりけれ  
ば唯いふゆゑあつし多とせむかか—矢—ける多あつてのの  
か—ゆゑの作り小川よ雲井の物よりあつしとせむと  
はつとすり多ありしゆゑあつし九部大夫利直東人か  
れ其優れ縁ありあ地—と物あつてあつし人あつし  
身に入つてと名小せ思ひりむけり

因す又日内侍所神室鳥羽あつしとせむ多ありしれは小部  
とせむ小部此中ゆゑに所高倉宰相中於恭乃權大右  
中辨無忠藏人左衛門權佐親雅板並中於云時但  
馬少乃花張以迎に奉らけりゆ供に武士に九部  
大夫利直よりしゆ石河利直代義弟任直藏人大夫  
頼直同九門尉有徳とせむ—子利直大政治家の  
履—入あつしゆ内侍所志ら—此ゆ家攻入あつしとせむ  
出たけれ共室以矢にけり神靈と洋のゆ<sup>な</sup>第とあ  
上にうれたたりけるとせむ常陸國の住人片岡太郎徳喜  
取揚寺たりけるとせむ集る神代に傳へら室以三有











と何らしとて中よりきま或儒者中より母を  
出雲國素盞為尊にうら出後をれせり大蛇是奴  
をおしむ枕心ゆりて八咫八尾檀木とて  
人王八代後八歳の帝と成て天孫をり返して  
出雲不入りよ共中九重の瀬底に龍神乃室と成  
み花に二たひ人間ふつらさるりおとせり也とて傾  
ける少化今夜系へてせれとてすん院にお迎  
し車をまいらせらり七条侍従信清は供ふをれり七  
条坊城の母候のゆりた渡らぬあひらるをり一の  
事ありと儲の君とて二位殿具とて齋せられた  
る也都より一はすハ此宮を世に位につまれとて  
すしとて感ふた事みれ共四宮の山宮の日出度たて  
るむいやりたり其時素盞為尊帯おる十握の奴  
をぬいて大地をすふ切りて其尾のへて伐せん  
刻て見るるハ尾乃中の一の奴ありたれ神奴也刻  
天照太神お献りて我天岩戸にとち築りたり  
時江國伊吹ヶ嶽に居たりたれ奴也とて中まはし伊吹  
大明神とてハ是也此奴大地の尾に何の時ハ小黒雲か  
ほ危り故小天の村雲の奴と岩舟天孫天下りおとくに  
天照太神三種の神巻をさつはあひとて一也昔の

る者鬼神に托をれて近けりたりより近きは此の  
ふくて既よりこやれんとして其の懐かつかげを  
出しておきたりたり鬼神に托をれて攻めり  
素盞尊<sup>鳥</sup>をこよみまされてそのたすきを湯津素  
槌よりかきいれらるにや命はたひにりきさのをれ  
とやハ出雲國拵築大社とやハ是也此村雲の汝と  
天の文の由玉としていれり素盞原の中國の王にて天  
孫をさしりきりいれり時江汝を江邊にきて献  
りいれり代々帝王内裏に崇置たりけるを崇  
神天皇<sup>内宮</sup>の六年に天威おこされて天照太神<sup>豊</sup>  
鉏<sup>アキ</sup>甲能を命に授けりて大和<sup>大和</sup>山<sup>山</sup>籠<sup>籠</sup>村<sup>村</sup>織<sup>織</sup>城<sup>城</sup>のむこ  
ひつたにやし由すりて其時の人中けりいれり汝をさ  
旅に定む出雲<sup>出雲</sup>より浪<sup>浪</sup>はう<sup>はう</sup>に三と衆を十く由  
せりりれい母<sup>母</sup>後<sup>後</sup>い乳<sup>乳</sup>母<sup>母</sup>の持<sup>持</sup>明<sup>明</sup>院<sup>院</sup>此<sup>此</sup>宇<sup>宇</sup>お<sup>お</sup>り受  
おみ<sup>おみ</sup>く<sup>く</sup>て意<sup>意</sup>く<sup>く</sup>あ<sup>あ</sup>の<sup>の</sup>い<sup>い</sup>き<sup>き</sup>り<sup>り</sup>てい<sup>い</sup>つ<sup>つ</sup>ら<sup>ら</sup>の<sup>の</sup>海<sup>海</sup>に<sup>に</sup>た<sup>た</sup>  
か<sup>か</sup>し<sup>し</sup>衆<sup>衆</sup>を<sup>を</sup>せ<sup>せ</sup>す<sup>す</sup>ら<sup>ら</sup>い<sup>い</sup>し<sup>し</sup>あ<sup>あ</sup>の<sup>の</sup>い<sup>い</sup>れ<sup>れ</sup>系<sup>系</sup>赤<sup>赤</sup>穂<sup>穂</sup>に<sup>に</sup>入<sup>入</sup>ら<sup>ら</sup>勢<sup>勢</sup>を<sup>を</sup>  
たり<sup>たり</sup>れ<sup>れ</sup>こ<sup>こ</sup>え<sup>え</sup>を<sup>を</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>た<sup>た</sup>れ<sup>れ</sup>く<sup>く</sup>も<sup>も</sup>悦<sup>悦</sup>か<sup>か</sup>れ<sup>れ</sup>く<sup>く</sup>て<sup>て</sup>お<sup>お</sup>り  
ら<sup>ら</sup>此<sup>此</sup>由<sup>由</sup>子<sup>子</sup>ハ<sup>ハ</sup>今<sup>今</sup>年<sup>年</sup>七<sup>七</sup>也<sup>也</sup>に<sup>に</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>せ<sup>せ</sup>り<sup>り</sup>よ<sup>よ</sup>と<sup>と</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>國<sup>國</sup>を<sup>を</sup>

宗盛清宗ハ父子被渡大坂事

四月廿六日<sup>日</sup>ハ内大臣<sup>内大臣</sup>已下<sup>已下</sup>生捕<sup>生捕</sup>も京<sup>京</sup>へ入<sup>入</sup>八景<sup>八景</sup>の車<sup>車</sup>に

乗せて前後のすれをわけ左右の物足をつくる内  
大兵の降衣をぬきおぼへる山子左衛門の徳治宗山  
と一十七白子直垂にて車の尻に乗せり季貞成  
澄馬をその前にやり赤大袖をたかしく登りけり  
子息禰波中時実同車して渡さるる屋敷にて  
五ける所方よりたれは後すん白鹿衣信基衣を  
かきかしてたれは剛屋をたれは軍兵前後にあかこ  
めていそと云事を志すん雲霞所の一し一内大兵  
と四方を又過ししといそと云る由氣をこりか  
しと花やうは半けり一人のたれぬ物小夜裏

あつるおれ兼あるたれ後かういふやとて免りわけり  
つとく入あつる山子と云也貴紳上下みる人朝の内  
り限の漸き國を國山、寺、か老たる若手来集て  
鳥羽の南門化道口塚にけられたる此をみる人かかり  
みる事を志す十車、轅、めくす、車を治す佛の心  
恵かを兼えよ、一治兼卷長如れ仏體東國北西の  
合衆に人かみれ死なむと云ふ小橋おぼへり  
と云ふ、一老をたれめて僅小中一子也世を下に剛を  
此事をたれは目出たり、事不忘今日の為後世ま  
はらへとのふ、これおのふ、たれおのふ、七條の男

志川の女に至る迄をみよ。社を志ほしぬらふ  
りりたりとてあはれあはれ祠のつてりかりぬ人の  
いひの事ありいづんて来重忠を世より祖祖父の  
時が借りたる常りえん換ふさふたほく原氏につれ  
たりーその世よりよりみたちちちるる原氏に  
あらずいひ忠ーかりけんたーもうりていとふ  
されと社かおをりて、目りえん換ふぬりのりぬる  
とらふ今の内大臣の車をりつる牛飼ハ本堂の院  
糸の時車をりて川を出てたりー縁政命九つた  
此小次郎九つたり西國にてうり小男にありてまけり

今一度大臣の車を屋うんとありしあはれにかり  
花鳥羽山て九部判官の藤十みりて舎人牛飼  
あし中者ら下臈のまてにてあはれり屋工者ぞん  
ひひ共ふ来れ、まてりてをよあはれさし、あはれ  
さりぬる屋くみり大臣の官部の車をはらまや  
とおのひひとふりし中はれ九部大夫のあはれみひ  
てゆりりーかき屋まとてゆりりれりりこをゆりり  
後て尋常にすーやあはれりて大臣の車をやり  
たりりりすすのりのあはれにまそのてらあはれを  
かきぬたすのてら社をまほりみる人これ社をゆり

ける法皇三條洞院の御車をたて、御後見せらるる公の殿  
上人車を立並べられたりあり。御つぎしうきり  
先づ御車をせよ。後に御後見せらるる御車の御  
にのほれ給ひしり。唯三友と共におのほれ給ひしり  
去ておのの人に目をみかされ一福を、開くも座とお  
のひしよかくみれしり。しりしりありしり。しりしり  
事。これと共の御のひしり。一とあり。大長に成て御受のと  
此花山院大御を、を治て御少人候しり。しりしり  
つげりしり。中御しり。三人三位中將。えんたんしり。た殿  
上人藏人。既右大弁。親宗。以下。御六人。公の御上人の  
今の御をこれと共。免きて。せよ。しり。此字大御。しり。時忠  
と。大長。御して。たん。しり。中院。御所。初て。給ひ。しり。所。小  
と。た。御。前。しり。御。給ひ。多。御。引。出。御。給ひ。て。目。出。度。しり  
しり。事。せり。しり。か。る。座。しり。しり。誰。う。と。あり。しり。しり。大。御  
を。しり。しり。しり。後。しり。大。長。屋。八。子。九。御。妻。利。直。の。御  
所。六。条。堀。河。子。に。を。しり。しり。け。ら。御。す。しり。せ。たり。花。共。御  
しり。多。て。御。す。た。る。御。不。御。は。御。八。子。御。目。を  
又。合。ひ。て。ひ。す。御。く。を。み。しり。を。を。か。しり。しり。御。ひ。け。り。夜。御  
か。れ。共。御。装。束。しり。しり。御。御。け。御。す。しり。御。御。を。しり。しり。志。を。て。しり  
しり。しり。大。御。後。の。夜。御。給ひ。たり。しり。を。大。長。屋。御。御。を

うちだせぬひる源八根井太郎江田源三ふと云歌り  
ちりせたる若共おれをふてあれいとわしや何れなる  
父子此煩悩はうり母所んあり事おれかうり何れと  
猛りおれふおれ共袖をき志行りなる

女院吉田入御此事

建禮門院東山此禁吉田のたぬり所を三入せ給る  
中納言橋慶恵とりきり奈良法師の坊より住  
何てお久く成にけれ一度に草言く新より  
志けふしなりて着給福屋何しそ西風夢にま  
る庭くとれし世しと玉の産を磨た海の帳にま

とをれて何し巻しあひし今も吾りと何し  
人にとおれをなれを御す何が朽坊また一人  
つれ多る田おれの内いをうりあなりらん及の標を  
おれひかりたりける女房をもおれををくにありぬ  
おれおれいとも清入をうに抱ふしおれ誰と育  
こましともみへぬ魚の陸に何かおれにありあし  
乃葉ををれまにるよりりあをわかし波の上船の  
中の四住者今も悪しく世も志在回し底のみよの  
とありぬ庭よりしを身乃責ての罪のむくひも  
おれまかりてとね存せよわいぬあまし天上おれ忠



一人同に、五音の物をとせ、  
けり、甲子廿七日、前右衛門頼朝、後二位、  
大后宗盛、追討の御賞、とせ、  
院をす、  
位を化、既、三院あり、先、  
侍、  
て三箇夜、臨時の御神乐あり、  
暦元年四月の御賞、  
乃、  
乃、

い、  
他、  
あ、  
と、  
事、  
乃、  
目、  
乃、  
好、

天照太神乃岩戸にたゞしきり町川うゝあをうけし  
 そと人とも情おつる川鏡也我子孫此うゝ身をん  
 て、我をみるおとく下あり、同殿に祓座を一つし  
 り、とて山子天恩徳耳等になつけあひたりけり  
 此神よりして人代に及才九代の山門開化天皇  
 此山と名やそ、山内所と申山門と一御殿なりし  
 十代、中十代の崇神天皇此山に於て是威  
 おお化て、あ殿山移し、まを山に、温明殿、小  
 野や、しきり、遷幸の後百六十年を經て、村上  
 天皇の御命、大德に年九月廿二の日子、別山内裏中  
 を初きて、燒てけり、火は山門の階を出來、火は内  
 傳所の温明殿も燃あつて、けり、上如法、夜半の事か  
 此山内傳り、女官も、糸り、何となくして、<sup>トヨ</sup>思所を、出  
 きん、小所宮殿、急子、糸り、せて、内傳所、さし、し、既  
 せ、結ひ、ぬ、世、か、う、み、社<sup>コウ</sup>あり、け、化、と、名、な、て、山、を、み  
 して、をか、子、勢、の、ひ、ら、提、に、南、殿、乃、橋、の、木、の、梢、に、か、ら  
 飛、ひ、たり、け、り、光明、か、く、を、く、を、し、て、朝、の、山、の、を、よ  
 へ、出、たる、お、お、と、世、は、い、や、し、う、勢、は、り、け、り、と、名、な、る、ふ  
 悦、の、山、か、み、し、世、は、い、や、し、せ、る、を、す、右、の、山、ひ、さ、を、つ、た、左  
 此、山、神、を、ひ、傳、り、て、世、を、う、り、天、照、御、神、而、玉、を、お、り、を

らんとししはあつひたつそはちうひあつたやうにせんは  
神鏡實頼、神小中より一人と云得れ未、夕張小虎  
今せりし袖つみりて山先をすいし夢て玉  
上の皇土所大政友朝所せやいし一舞をせぬある此  
代の人この情をらんしあひひよるし人たれんすし  
く辱す山かみり入を始すし上代志を日出度  
たれと兼にも身の先よたらてをてえしはる要大由  
今時忠孝の子續波中於時實九命大史別友の  
器所をくたをしけり大由し一歩あはれん人すて  
たこしはれんわく世のありつら上はとてりあてりしとあ  
れをすしあを今のかくたをしけらにやかまの中於乃  
あひるあいつせんすのあつすす大車のはをを  
今別官ふすしたるうとよ彼文より續命今ふみてハ  
人多く世をひえん我身もいけらるやうとあはれ  
るはれハ中於此あひるは別友ハ大由もあすけゆる若  
てんあると兼るすしそ女席あとのあらたへ款し事  
をといつらる事をとりてをいれぬとせゆるさる  
しくあつし志すししくあつ夢あつししはるとあつ  
あかし情をうけもらんんたし宣はれハ我世も  
とら娘共を女御后にいとあはれあひししとあふ

くともたゞくは中納言ふすしをたし此おひて今ハ  
其事と後及ふ事とを出處地の常輔典傳の  
中納言今と一様ハにありある姫君を斜いつじく仕  
あるおれと一様をと申すおれと一様をと申す  
ゆへにれと一様と先の北市北後と八にありある  
るを世判官とを申すにけりおれと一様と一様と  
たしと先世清けられたりゆへと一様と一様と一様と  
り花をたつかり人とのたしと一様と一様と一様と  
くくたはゆへにして元の上河越太郎重頼の姫あり  
此世是を別の方には尋常の志つらひてりておれ

一本書云云

れり申すゆへにけり一様と一様と一様と一様と一様と  
乃免ありゆへにれりゆへにけりゆへにけりゆへにけり  
一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
つはの内と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
を書置給ひる日記しておれりける舟月新の建  
禮門院と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
阿房上人印西と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
り此れ共後をたしと一様と一様と一様と一様と一様と一様と  
也先帝ゆへにせ給ふ事と一様と一様と一様と一様と一様と一様と

六代目のたのしき...  
 此の功徳に...  
 夜小志川...

いすつたあゆみ... 西國... 世すも由身を... 成り... 乃... 生... 少... 内裏...

十六... 朝政... 御誕生... 大政... 世... 中... 今... 浮世...

給子人々乃今いふもあまのいふも先帝  
此山彼らからん世が思ふに北は清も北は清の川  
も何かわりそ今もそ死つてさうらんとそなつた  
させおをくやうしたふかみいをせられたるも  
舟の短夜多れ昔のうーのひさせめておまも  
おせお事りありんかすりの事を言ふた小川  
甘んぢりしたるかたにせせけたるより火の教も  
小蕭々たる空をそ暗夜の雨乃を雨也上福人の上福  
まにそあられ九りけん出さみりうまの何れは淋  
けい是に小過ありんしやとそ首を志の事とそか

化してやよとのつらうつ極たりん新あつた  
之をかののりけふ凡あつてかたりの時  
あうくおと川にけさぬふそをおえ乃あをそ  
水祝の蓋にあすあそあひり

時鳥花をそあのをとあてあ昔の人を思へた  
女房を二位有此外はあのみ楹水の底に志川み給  
ひらり乃、女の何しけふたにそ礼もそあ  
へぬりりあ心はうらたにそあてあ也  
はるりこれ物をうすくを屋川の流るるにも  
ぬる極にてそふね谷の危山をそあふぬる

りよ世系也任か化し帝の多ありとありしうは母  
しん初のみありて志を即途と成をそ、誓ふを共  
なくみれしなりし人のと志来りか、仙家  
夜出て七世の孫に何ひたりえりかく屋所のらん  
と誓はほく

### 大臣殿父子南東下向事

本三位中将重衡北北乃古ハ五茶大納言邦保乃  
由娘先帝北北のれとたて大納言典侍とてねん  
はるの重衡ハ一谷にて生捕小野うれて京への侍  
みいらしうハ北北古旅と宿之にたりし人かさて

忠しむ歌取後いしうと先帝にけちりてありし  
うは西園公登て姉の大夫三位に同宿して四節と  
云處にねんしけちる三位ハ中将も後命草葉に  
十りしてはへやととれみひたれいっしとてう今  
一度えりし二へりね屋とち厚しなれたるかを子ハ  
たかかく外のおくまかかか、一巻しありと開し  
今ハ國も志川ありてむよのゆりよりねんし、都  
り安穩しなれた九節判官斗の人かをなれとて  
京中乃者ともこをたり悦ゆへり出の事穩倉此二  
位ありしういて何事ハ九節志出したる高石杯也

ある法皇此の氣多しり死てたしは、此の人の世にて  
巧りし一と云と記す此頼朝よりくもろくして兵を  
さしははれは社宮を承けおぼいぬれ九郎もり  
にていつて世を志しつたか人のまにはありて  
昔の世すたにおのいたるうとして下り定め過ふの  
事斗ふんすまんい川し人お多けれお大助し  
をりて巧りくあるもろきしれた世たにおれをり  
おすす大助し九郎を聲にとりいんれかしと  
おれおいりり抄生捕舟人向八歳の童と志すし  
たりに大長者のひ子の若君は此事也此市此の

君を産置りて七日と中にいづれおふたり此市今いり  
たりありてはあつちをわらふたりぬる物ありと  
よんいこかくたえすれといふらん人にはあはれい  
て子なきとよけあふ此の子を世にやそふをみ  
りしおと名ておくたておたてあといひしつ大長者  
には世をゆつりお運をゆせんすりとして名を副  
お軍と名したえしは此の北方世たろれし一記  
て今うありし置事ふし一死出の山やすく越せんす  
と此れを宮初よりうせあいにりからいひ置し  
事あるとしり乳母の乃りふすたに大長者に似あひ



河津東海河津をわたりて還るなりたしはたふひふく  
出しなむり三歳に成給ふは冠しむて徳宗とを  
中ける清宗と大將軍徳宗と副將軍とを  
て名に乃多しは此副將軍山前とを中ける西園  
此旅に多し後益立離りぬにたんのううにて軍  
敗し後若君にむむ若君を九郎判  
官此忠なりと河越小太郎重房と語りたり  
は其密所小女席二人を掛けたり  
をていふらんすうんと女席を中にして  
明りてをてりかすうかしくいり大長よと出いん

出しは共ぬえ給ひし加ふみしのおとく際いふ  
りける程小九郎大夫判官曉魂命下る處と  
れははれはぬをいれなりとあはれりうかしく  
若君恋しく思ふはれは小童やうに世にいふ今  
一度ふんやと判官に此ははれはぬと云ふ  
れとくしやうとて出しはれは若君官  
大長屋をふんきりていおれ女席はをそのれあり  
て大長屋のいひあゆりて衣にむみ  
大臣殿の是をみるに今更におみはせれは  
たつての流をわたりて若君れは清乳は人志

はた化て登りけりせりそむいすきりそとありし  
て岩あふりぬみ化袖をぬきしる若君あしけ  
こふしてこくし改れぬくこくと大臣夜のみと  
若君あふりて大臣夜のみ海衣の袖より行方  
と大臣夜物のあつて深き世をいふもそとありし  
馬門等今もいふと我もえんこくし改れぬ  
て何ん系れとふくし此方へ云若君大臣夜のみ海衣  
七袖をれあふりすむりぬけぬはしりともて乳  
人若君をぬきして有奉りてあふりしにたり口果の  
意しれい事の終りしるしりし大臣夜がくし

此方の多き系ありし十六の境大臣夜のみ海衣の  
生捕苦九部別をぬきしつと系堀川の若君を  
打出て関東より大臣夜のみ子たの終り宗源を  
安季自章漢盛澄かき下りしとやせしと大臣夜武を  
巨て此おしあはれと母をせしと若君をぬきしとありし  
此方の名(十四)すしみける若君をぬきしとありし  
空席の歌にりけりし空席の関東(下りし)とありし  
若君をぬきしとありし惟能くえしとありし  
つとありし大臣夜のみ海衣の系にありしとありし  
系海衣のありしとありしとありしとありしとありし





於文にいつく此類既<sup>ハ</sup>以<sup>レ</sup>任<sup>ス</sup>又満たり故<sup>ハ</sup>つ<sup>レ</sup>改<sup>ス</sup>ん<sup>ト</sup>  
十<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>そ<sup>レ</sup>起<sup>ル</sup>く<sup>ハ</sup>布<sup>ト</sup>と<sup>ル</sup>く<sup>ハ</sup>と<sup>ル</sup>書<sup>ハ</sup>たり<sup>ク</sup>ん<sup>事</sup>家<sup>ハ</sup>身<sup>ト</sup>  
上<sup>ニ</sup>に<sup>ヤ</sup>と<sup>ハ</sup>心<sup>ヲ</sup>志<sup>ス</sup>て<sup>ハ</sup>明<sup>ク</sup>使<sup>ハ</sup>浮<sup>ル</sup>り<sup>カ</sup>り<sup>ぬ</sup>れ<sup>ト</sup>  
故<sup>ハ</sup>田<sup>ノ</sup>浪<sup>ノ</sup>袖<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>た<sup>リ</sup>—<sup>友</sup>も<sup>ク</sup>の<sup>ハ</sup>を<sup>時</sup>々<sup>ハ</sup>を<sup>つ</sup>れ<sup>ル</sup>  
後<sup>リ</sup>二<sup>村</sup>山<sup>ヲ</sup>流<sup>シ</sup>哉<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>三<sup>河</sup>も<sup>ハ</sup>揚<sup>ヲ</sup>を<sup>流</sup>り<sup>り</sup>ふ<sup>ス</sup>  
左<sup>ノ</sup>京<sup>ノ</sup>掌<sup>ノ</sup>系<sup>ノ</sup>か<sup>た</sup>つ<sup>も</sup>の<sup>あ</sup>よ<sup>ま</sup>たり<sup>け</sup>ふ<sup>み</sup>れ<sup>ル</sup>  
人<sup>ノ</sup>干<sup>餉</sup>の<sup>上</sup>の<sup>派</sup>を<sup>流</sup>す<sup>た</sup>ら<sup>ル</sup>測<sup>量</sup>と<sup>も</sup>あ<sup>り</sup>い<sup>ふ</sup>  
々<sup>々</sup>の<sup>心</sup>を<sup>み</sup>せ<sup>れ</sup>た<sup>ら</sup>ふ<sup>す</sup>冬<sup>ノ</sup>を<sup>た</sup>の<sup>窟</sup>を<sup>あ</sup>ら<sup>わ</sup>す<sup>る</sup>  
て<sup>は</sup>官<sup>治</sup>山<sup>ノ</sup>ら<sup>は</sup>紙<sup>ヲ</sup>て<sup>向</sup>く<sup>改</sup>と<sup>ゆ</sup>ゆ<sup>れ</sup>ハ<sup>三</sup>河<sup>ヲ</sup>大<sup>聖</sup>定<sup>ス</sup>  
基<sup>キ</sup>此<sup>窟</sup>の<sup>地</sup>君<sup>ノ</sup>故<sup>ハ</sup>小<sup>家</sup>を<sup>出</sup>る<sup>ん</sup>と<sup>も</sup>と<sup>も</sup>なり<sup>に</sup>  
ふ<sup>し</sup>な<sup>ら</sup>ぬ<sup>し</sup>て<sup>た</sup>ら<sup>し</sup>山<sup>ノ</sup>を<sup>さ</sup>ら<sup>せ</sup>ぬ<sup>れ</sup>と<sup>も</sup>を<sup>た</sup>ふ<sup>す</sup>  
む<sup>し</sup>云<sup>ふ</sup>所<sup>ノ</sup>り<sup>南</sup>ハ<sup>海</sup>湖<sup>ヲ</sup>り<sup>漁</sup>舟<sup>ヲ</sup>流<sup>す</sup>る<sup>る</sup>北<sup>ハ</sup>湖<sup>ノ</sup>  
あ<sup>ら</sup>り<sup>人</sup>家<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>不<sup>連</sup>れ<sup>る</sup>す<sup>す</sup>た<sup>ら</sup>ぬ<sup>ハ</sup>書<sup>生</sup>川<sup>ノ</sup>れ<sup>ん</sup>  
荒<sup>類</sup>上<sup>ノ</sup>吹<sup>雪</sup>を<sup>け</sup>び<sup>た</sup>浪<sup>乃</sup>あ<sup>ら</sup>は<sup>つ</sup>つ<sup>れ</sup>の<sup>ま</sup>り<sup>し</sup>  
さて<sup>は</sup>池<sup>田</sup>此<sup>窟</sup>に<sup>そ</sup>ま<sup>り</sup>給<sup>ぬ</sup>れ<sup>ハ</sup>侍<sup>従</sup>と<sup>も</sup>書<sup>れ</sup>た<sup>り</sup>と<sup>も</sup>  
ふ<sup>し</sup>い<sup>ふ</sup>系<sup>リ</sup>て<sup>あ</sup>ら<sup>ぬ</sup>た<sup>ら</sup>ふ<sup>し</sup>お<sup>ひ</sup>あ<sup>ら</sup>て<sup>あ</sup>み<sup>し</sup>  
を<sup>か</sup>う<sup>し</sup>て

東<sup>ノ</sup>海<sup>ノ</sup>の<sup>ま</sup>ら<sup>や</sup>の<sup>心</sup>を<sup>流</sup>す<sup>る</sup>古<sup>々</sup>ら<sup>ふ</sup>心<sup>ヲ</sup>ら<sup>ん</sup>  
と<sup>も</sup>なり<sup>け</sup>れ<sup>ハ</sup>大<sup>臣</sup>也

古<sup>々</sup>ら<sup>ふ</sup>心<sup>ヲ</sup>く<sup>も</sup>か<sup>し</sup>旅<sup>ノ</sup>の<sup>心</sup>を<sup>流</sup>す<sup>る</sup>の<sup>つ</sup>ま<sup>ら</sup>ぬ<sup>ら</sup>ぬ<sup>ら</sup>ぬ<sup>ら</sup>

池田の病をたたりぬつたせぬ家かいたを武士とてま  
りてそれ神を共志存けり夫新川の流にもかりぬれ  
と水まきれと船渡すしにここのすに西國の路のう  
へれまきんすふといてそれるりのにかうの流に  
此をたぬ流にやとて言つてさよの中山にわりぬ  
嵐波を南と野山谷をふみに移る浮雲ふふ入  
お池して常河をさるさ大お川を流すふふおまふ  
みれてかうれん新田川にふ出しくも名もなほ  
山にもせぬれと望うて業平の都を車とひんぬい  
川へおのういと折かぬ流して流えん雲ふかりぬれと

朱雀院のしれぬ川に村もふく流民も忠文奥かたき  
りけるとよふの雲にさうりて唐歌を詠しとる氣に  
お我とおみよをさうて多この浦にもつたぬれと馬士  
乃ち根とみよふとてたてうぬ雲か化共ぬ白袖ふふ  
かりてそれぬと京にわたりぬれと富士の言根東西  
もるくと長流のい川もふお流すみて山のみより  
ふふもきく雲もあま一也のかりと舟にたすはぬ  
しく早れ石もすりお物さうしく南ハぬ上の  
面影もしく雲の清いとよった詠歌をぬふまふこふ  
よつたらる川ふを帆空ふ連り眺むい川にゆて

りくおちり神の浦くふ志は屋をりるなりたり浦  
やく凡松の梢と唄も若く西上た浮て蓬萊の上の島  
七ししつりるにまうて此島をを浮く女と答つけ  
たるとや渡河ふ千本の木をを十年に任を國  
三島の社に居りたは此社は任縁玉三島大明  
神をうけしをりとも風の中にも能因入る任縁玉  
危あり命にて歎くをりたは炎旱此天か雨  
俄におくれたる稲穂にちやちよみよりおむたり  
けり現人神の山名おれとゆたすも掛くも持  
くく心おれをちありお根山をくちあつて

湯市ににりぬれと谷川渡り岩敷の浪子相原氏  
才物物おあおよりより下流のおとあかといつもの思  
免し出るれて流せれたる九郎大夫判官筆  
にたれておあけ何り男入にてすすりいさり  
おらあめおされれとくもをを父子の命や後ろく法  
源子承りておあ志川ふ念仏中て後世ををたの  
らむものあつ流命斗はさり共とおあたあ(奥の方と  
やきしをらんすもすより流く勤切堂にハ二石の命  
中後ろくといたのけに中たれたとい大臣よあ  
れしけおありてはあをををわいあつては

はりの石女を十中んある千ちがまうい命にわね、いと  
あつたれ増えたるの事と云へて長ありの及ます、  
くちさく腰を締むるをもあつたて徳倉にま  
る也大臣あつた九郎交判官供し、ちりて徳倉、  
下り給ぬと女院に、先くもいふたれ、あつた  
志州の徳倉より世のたふへをまわしてたの川を、まの  
つてまの中人あり、九郎大夫判官、何屋、一人の  
為す、ちり、情をたれ、十、く、女院の、事、ハ、ん、ま、れ  
事、にあつた、糸、を、せて、い、衣、を、ま、に、潤、く、糸、を、つ、て、女  
房の志、を、ま、く、と、ま、を、ま、れ、たり、あ、れ、を、い、ら、ん、十、う、ふ、は  
り、り、多、く、夢、と、な、る、い、た、れ、あ、た、の、浦、に、ま、む、す、り、あ、つ、た、  
と、り、たり、け、る、物、の中、より、如、と、い、に、を、り、尋、ね、て、ま、を、り、得、  
られ、たり、け、る、を、中、に、定、帝、の、朝、夕、の、別、は、情、を、い、  
たり、け、る、四、輪、の、果、を、ま、り、い、ち、り、習、し、す、ま、ま、せ、給、ひ、  
たり、け、ん、く、れ、い、ち、家、七、座、の、ま、を、い、つ、て、い、ち、り、  
い、ち、り、た、れ、あ、つ、た、志、の、い、ち、り、は、情、を、つ、す、た、あ、れ、し、け、ん、  
勢、を、い、ち、り、ま、を、ま、れ、た、れ、何、い、の、み、あ、つ、た、れ、お、  
あ、つ、た、り、ま、れ、其、内、裏、に、ま、り、て、雲、井、を、る、か、  
時、を、ん、ち、り、い、ち、事、あ、つ、た、不、と、い、た、あ、つ、た、め、ま、す、  
此、二、三、の、世、同、く、一、い、ち、船、の中、を、朝、夕、ま、か、ら、い、ち、り、ま、を、り、  
は、



いとた—家—共—のめ—も—の程—も—おと—  
く—の—も—も—も—も—も—も—も—も—  
れ—ら—も—も—も—も—も—も—も—も—  
後—倉—も—も—も—も—も—も—も—も—  
捕—共—も—も—も—も—も—も—も—も—  
事—共—も—も—も—も—も—も—も—も—  
十—は—も—も—も—も—も—も—も—も—  
お—も—も—も—も—も—も—も—も—  
二—の—外—に—あ—も—も—も—も—も—も—  
能—く—合—洗—法—の—意—も—も—も—も—も—も—  
に—も—も—も—も—も—も—も—も—  
れ—も—も—も—も—も—も—も—も—  
も—も—も—も—も—も—も—も—  
く—形—も—も—も—も—も—も—も—も—  
十—六—も—も—も—も—も—も—も—も—  
故—大—も—も—も—も—も—も—も—も—  
け—も—も—も—も—も—も—も—も—  
た—れ—の—内—も—も—も—も—も—も—も—も—  
耳—も—も—も—も—も—も—も—も—  
あ—も—も—も—も—も—も—も—も—

たしむるに地をたしかめしよ中は勝りて共相解  
院罪に定し事ひまじく入る夜の水意せり此に廿  
余のさすもすのいせにさすも 朔故にさす  
て由計んるさすし 宣るをうけ給る上玉土  
に給て勅命をせむく庭地に何のされハカ及ん  
か給て入土の入る本すもた又生んもさす死ん  
とやさすもとせよのさすたに能負此うに中は  
とて大に庭のいせさすもりたれと居るたりか  
て此のさすもいせさすもくしてたれ大庭門のさすも  
原を二の家けしよりて朝家言はせしめてかこの

深氏のらうせれたるをさすもいせさすもいせ  
をた深氏をりて給めたにふたさすもいせさすも  
のさすもいせさすもいせさすもいせさすも  
とくさすもいせさすもいせさすもいせさすも  
此大庭山を並るたり其中に京の者もありやさすも  
家入たりし 考のさすもいせさすもいせさすも  
あかをりか 考のさすもいせさすもいせさすも  
をさすもいせさすもいせさすもいせさすも  
りありあかをりか 考のさすもいせさすもいせさすも  
あかをりか 考のさすもいせさすもいせさすも

さして力及を其事に於ける物を猛虎在深山  
百獸震恐及在深林之中揺尾而來食と云本  
文をたけき氣と深山に在る虎の物に獸也  
威小人を律者にあり因て檻牢杯小物なり  
此の物にたむいて尾をふりて食をよむ揺尾  
大物軍ある若くは後より此の心も恐る事なれ  
之大虎のあふかくれをんる虎と中人のあはる

義經起請文此事

同大を改えつり文治元年と書中なる大虎虎の  
人としてをけいられん事と天下の田畑に國土の  
かけにわれいさふ人首を指を移らるに及ぶしとを大  
多の魚小力を副て大虎虎父をする中に置たり  
是に若志もも屋志ももとの斗と也とややくとを  
とより志のいさふ字と書にる氣ももにさるをせり  
サリけれと力と及も大虎虎をハ徳故權者未國  
と改るしと又れ御判友にけり書て京一うし  
ゆりたふしたりけり判者二徳虎の又人集り  
何んすさんととをれりも書中虎の田とみして  
其後い書信と通しの中つさへ徳虎をにれ腰  
物と追布しとサうのるをれいさひの条りに

怡在也起德文在是二位友一是在是也

源義經 在思中上之意趣被撰却代官之其一為勅定

御使傾朝敵頭日承代可築之執事會能智之社

存之被以忠賞之嘉思外依先口之執言被默止

莫大之軍功義經之犯而蒙社有功既無抑象

御節氣之間流即深情榮事意良茶苦思言

逆耳先言也因茲不被亂謗者之實不口口入鑪倉

之間心能迷素意從這教且為干此時永不奉拜

向教能骨皮同胞之依既似宜為運之抱鳥兒

將又先世之業非非哉此奈亡父不再從給者誰人

被思意之悲歎何甚不被岳衣憐哉事新中怡

雉似迷受身膝髮膚於父母不謚哉時節政守

殿御他界之間成無實子被抱母之懷中卦大和

因字多郡龍門之牧子已來一日片時不住守

堵之思雉存無甲非及命拜京都之際也雖

治之間令流行諸國隱身於在、所、為柄邊

土遠國被令服仕土民百姓小而事度思能斃

而為平家一族直社令上洛、口合律幾木需

義仲之後為責願平家或時、滅、出巖石築

浚馬為敵不敵已命或時、海、大山凌風波

之難不歎沉身於海底絲繫於鯨鯢之腮加之  
為甲冑為枕弓箭刺補仁義經上位之榮出蒙  
之面目希代之重職何事比如是哉殆無今  
愁源歎切自非佛神之加助者卒達慈祈因  
茲以法寺社年王宮印之裏不辭野心之勇  
奉法誓日本國中大小之神祇具道隨書進  
救通之起謗文摘以無以香免我國神國也  
神不之稟非例祈馮非干他偏作貴殿庶大  
之御慈悲同使宜令達高用被迥和斗被優  
獎錄之者於若免及積善之德廣以心門永  
保榮花於子孫用年未之慈負得一期之安昇  
自奈不書盡詞濟令者略公早諸事致被垂  
御賢察義經思惶謹言

源義經

元曆二年五月日

大膳大夫有

廣元二位及つおのうし又系に入たり此後會及無  
込事少てありけりや久おありてあり生捕共京一  
くして上て軍切お家のおもうらじめと共ゆらけり  
利及大長を父子信じて六月のころ京へ参りて是



友の言一の務わカ女及うをたりとを屋との女  
是れ京と云所イ云ありを名をれたる令性房務  
者と此れ此へ一上人氣りて宗元部のみ事をすめ  
わけるに大臣屋四かみとせたゆふせよの如ね志徳  
心つくりを心を取らみての死よと云はれちたり  
共一むし海にうまんと志をありひつれい子かろ  
おれぬ事志をふしとれ十七日一日の三離  
化よりつらののをぬの危にも志のすそつれ名を  
かろしつらりたつ後と云いふみ<sup>意</sup>をふし  
かよるらるたの上人やららと云い<sup>い</sup>を事志徳

宗元部のみわすぬをみたてするらんのみへきらんた  
この言はれ<sup>い</sup>のふし<sup>い</sup>のるを<sup>い</sup>生をうけ<sup>い</sup>つれ<sup>い</sup>  
かよるらるたの<sup>い</sup>み<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>む<sup>い</sup>の<sup>い</sup>今<sup>い</sup>の<sup>い</sup>め<sup>い</sup>す<sup>い</sup>  
か<sup>い</sup>川<sup>い</sup>の<sup>い</sup>外<sup>い</sup>威<sup>い</sup>を<sup>い</sup>兼<sup>い</sup>相<sup>い</sup>位<sup>い</sup>に<sup>い</sup>う<sup>い</sup>ら<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>り<sup>い</sup>今  
生の<sup>い</sup>字<sup>い</sup>花<sup>い</sup>一<sup>い</sup>事<sup>い</sup>始<sup>い</sup>所<sup>い</sup>か<sup>い</sup>り<sup>い</sup>た<sup>い</sup>中<sup>い</sup>か<sup>い</sup>ろ<sup>い</sup>事<sup>い</sup>に<sup>い</sup>向<sup>い</sup>え  
皆<sup>い</sup>多<sup>い</sup>少<sup>い</sup>の<sup>い</sup>せ<sup>い</sup>ん<sup>い</sup>せ<sup>い</sup>の<sup>い</sup>品<sup>い</sup>嘉<sup>い</sup>業<sup>い</sup>也<sup>い</sup>世<sup>い</sup>を<sup>い</sup>り<sup>い</sup>人<sup>い</sup>を<sup>い</sup>め<sup>い</sup>る<sup>い</sup>み<sup>い</sup>品  
百<sup>い</sup>を<sup>い</sup>ら<sup>い</sup>す<sup>い</sup>サ<sup>い</sup>レ<sup>い</sup>心<sup>い</sup>を<sup>い</sup>す<sup>い</sup>ふ<sup>い</sup>増<sup>い</sup>多<sup>い</sup>の<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>は<sup>い</sup>り<sup>い</sup>め<sup>い</sup>  
つ<sup>い</sup>げ<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>せ<sup>い</sup>り<sup>い</sup>唯<sup>い</sup>一<sup>い</sup>夜<sup>い</sup>の<sup>い</sup>夢<sup>い</sup>此<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>と<sup>い</sup>此<sup>い</sup>後<sup>い</sup>七<sup>い</sup>八<sup>い</sup>十<sup>い</sup>の<sup>い</sup>よ  
百<sup>い</sup>を<sup>い</sup>た<sup>い</sup>り<sup>い</sup>と<sup>い</sup>せ<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>ふ<sup>い</sup>も<sup>い</sup>又<sup>い</sup>極<sup>い</sup>や<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>り<sup>い</sup>た<sup>い</sup>は<sup>い</sup>れ<sup>い</sup>佛  
此<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>と<sup>い</sup>を<sup>い</sup>り<sup>い</sup>を<sup>い</sup>志<sup>い</sup>の<sup>い</sup>し<sup>い</sup>て<sup>い</sup>未<sup>い</sup>得<sup>い</sup>を<sup>い</sup>い<sup>い</sup>え<sup>い</sup>恒<sup>い</sup>慮<sup>い</sup>爰<sup>い</sup>申<sup>い</sup>故

佛説為せ死音<sup>なり</sup>とヤ又我心自空罪福<sup>主</sup>主<sup>観</sup>  
心無に法不住<sup>なり</sup>法共<sup>なり</sup>つり我亦終<sup>なり</sup>のつ<sup>なり</sup>せつ<sup>なり</sup>か  
此<sup>なり</sup>罪福無主<sup>なり</sup>心觀<sup>なり</sup>するに<sup>なり</sup>なる<sup>なり</sup>法<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>ち<sup>なり</sup>ふ  
ち<sup>なり</sup>う<sup>なり</sup>せん<sup>なり</sup>せん<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>愛<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>せ<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>つ<sup>なり</sup>ら<sup>なり</sup>佛<sup>なり</sup>の  
此<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>旨<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>多<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>病<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>有<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>こと<sup>なり</sup>とい<sup>なり</sup>は<sup>なり</sup>な  
く<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>凡<sup>なり</sup>物<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>法<sup>なり</sup>陀<sup>なり</sup>如<sup>なり</sup>等<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>却<sup>なり</sup>  
同<sup>なり</sup>思<sup>なり</sup>唯<sup>なり</sup>一<sup>なり</sup>梨<sup>なり</sup>一<sup>なり</sup>加<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>能<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>起<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>一<sup>なり</sup>や<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>と  
象<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>引<sup>なり</sup>拵<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>つ<sup>なり</sup>ある<sup>なり</sup>口<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>ら<sup>なり</sup>か<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>値<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>れ  
佛<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>遇<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>一<sup>なり</sup>念<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>妄<sup>なり</sup>執<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>れて<sup>なり</sup>不<sup>なり</sup>く<sup>なり</sup>可<sup>なり</sup>却<sup>なり</sup>  
何<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>生<sup>なり</sup>死<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>入<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>空<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>山<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>入<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>

學<sup>なり</sup>ふ<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>故<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>つ<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>つ<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>う<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>内<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>ら<sup>なり</sup>み  
を<sup>なり</sup>ら<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>ち<sup>なり</sup>か<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>一切<sup>なり</sup>有<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>法  
を<sup>なり</sup>み<sup>なり</sup>か<sup>なり</sup>ま<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>不<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>や<sup>なり</sup>あ<sup>なり</sup>月<sup>なり</sup>院<sup>なり</sup>像<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>空<sup>なり</sup>  
也<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>佛<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>此<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>種<sup>なり</sup>々<sup>なり</sup>為<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>心<sup>なり</sup>あり  
乃<sup>なり</sup>そ<sup>なり</sup>吉<sup>なり</sup>無<sup>なり</sup>宅<sup>なり</sup>煩<sup>なり</sup>公<sup>なり</sup>只<sup>なり</sup>暗<sup>なり</sup>夜<sup>なり</sup>也<sup>なり</sup>且<sup>なり</sup>川<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>水<sup>なり</sup>せ<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>う<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>  
世<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>此<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>法<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>何<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>是<sup>なり</sup>生<sup>なり</sup>死<sup>なり</sup>無<sup>なり</sup>常<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>  
乃<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>事<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>志<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>人<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>此<sup>なり</sup>理<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>志<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>一<sup>なり</sup>百  
せ<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>處<sup>なり</sup>ま<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>や<sup>なり</sup>ら<sup>なり</sup>た<sup>なり</sup>、<sup>なり</sup>心<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>ん<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>降<sup>なり</sup>ふ<sup>なり</sup>色<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>ん  
と<sup>なり</sup>あり<sup>なり</sup>め<sup>なり</sup>し<sup>なり</sup>て<sup>なり</sup>信<sup>なり</sup>念<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>た<sup>なり</sup>る<sup>なり</sup>も<sup>なり</sup>つ<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>ヤ<sup>なり</sup>戒<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>た  
り<sup>なり</sup>と<sup>なり</sup>地<sup>なり</sup>の<sup>なり</sup>念<sup>なり</sup>佛<sup>なり</sup>す<sup>なり</sup>あ<sup>なり</sup>り<sup>なり</sup>け<sup>なり</sup>れ<sup>なり</sup>、<sup>なり</sup>大<sup>なり</sup>行<sup>なり</sup>を<sup>なり</sup>西<sup>なり</sup>に<sup>なり</sup>む<sup>なり</sup>い<sup>なり</sup>





髑髏尼此事

故修短未定隆盛の婦子皇所宮を正北の市ハ  
左大内仁通の山孫を何中納言の山娘とのやせの  
もつに忠女に成若君を侍一色仁和寺の近くある  
所に志此ひておと一々を武士尋出しくて々々六  
条河原にてそを切てり新嘗大京北上人木の  
段にかくつるあり志のひきをみて無常の言んせ  
んとおしく河原出られたりけふ武士おたぬと  
物らくしく出来たれ世と十川まりたるうとりせ  
能くはどのの志もこれ出来たる志を何屋へ丸

とたはしく目をせりみまの好友前の上よりあり者  
をみいたい<sup>十</sup>たるを武士よ移ひのうへに<sup>十</sup>されたり  
若君<sup>十</sup>をさうして出てすやくとおれり其後<sup>十</sup>あり  
衣にたるや席年十二とおほり<sup>十</sup>地り<sup>十</sup>りまよ  
く<sup>十</sup>とからく<sup>十</sup>を<sup>十</sup>し<sup>十</sup>る<sup>十</sup>ま<sup>十</sup>り<sup>十</sup>志<sup>十</sup>を<sup>十</sup>し<sup>十</sup>お<sup>十</sup>れ<sup>十</sup>衣<sup>十</sup>も<sup>十</sup>着<sup>十</sup>り  
掛<sup>十</sup>り<sup>十</sup>う<sup>十</sup>ち<sup>十</sup>志<sup>十</sup>を<sup>十</sup>す<sup>十</sup>たり<sup>十</sup>け<sup>十</sup>り<sup>十</sup>後<sup>十</sup>に<sup>十</sup>衣<sup>十</sup>も<sup>十</sup>ぬ<sup>十</sup>き<sup>十</sup>衣<sup>十</sup>表  
か<sup>十</sup>し<sup>十</sup>の<sup>十</sup>を<sup>十</sup>う<sup>十</sup>ん<sup>十</sup>ん<sup>十</sup>子<sup>十</sup>と<sup>十</sup>言<sup>十</sup>り<sup>十</sup>た<sup>十</sup>て<sup>十</sup>た<sup>十</sup>何<sup>十</sup>と<sup>十</sup>言<sup>十</sup>出<sup>十</sup>る<sup>十</sup>事  
あ<sup>十</sup>や<sup>十</sup>け<sup>十</sup>ら<sup>十</sup>女<sup>十</sup>席<sup>十</sup>を<sup>十</sup>上<sup>十</sup>人<sup>十</sup>何<sup>十</sup>れ<sup>十</sup>い<sup>十</sup>ま<sup>十</sup>と<sup>十</sup>二<sup>十</sup>々<sup>十</sup>た<sup>十</sup>武  
士<sup>十</sup>彼<sup>十</sup>若<sup>十</sup>君<sup>十</sup>此<sup>十</sup>を<sup>十</sup>を<sup>十</sup>れ<sup>十</sup>る<sup>十</sup>わ<sup>十</sup>い<sup>十</sup>切<sup>十</sup>て<sup>十</sup>河<sup>十</sup>原<sup>十</sup>に<sup>十</sup>移<sup>十</sup>り<sup>十</sup>お<sup>十</sup>あ  
れ<sup>十</sup>り<sup>十</sup>ら<sup>十</sup>う<sup>十</sup>や<sup>十</sup>う<sup>十</sup>を<sup>十</sup>と<sup>十</sup>言<sup>十</sup>た<sup>十</sup>す<sup>十</sup>ふ<sup>十</sup>り<sup>十</sup>ん<sup>十</sup>は<sup>十</sup>り<sup>十</sup>お<sup>十</sup>け<sup>十</sup>ら<sup>十</sup>れ<sup>十</sup>す

かの女房あて首を取て詠めて身おさしつてて解  
 此事おれはもやふも考あはずたいたたるおあか  
 き老を抱たる権ふいすみおた<sup>氣</sup>もあ<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>りもあ<sup>氣</sup>  
 すと化くくもあ<sup>氣</sup>く<sup>氣</sup>ルリ上人河原を下りに色  
 リ玉いける<sup>氣</sup>是をみて<sup>氣</sup>るりて乃あひける<sup>氣</sup>ハ今ハ  
 い<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>百も<sup>氣</sup>か<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>りま<sup>氣</sup>——人<sup>氣</sup>死<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>え<sup>氣</sup>ん<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>ま<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>  
 かりとつ共根<sup>氣</sup>歎<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>罪<sup>氣</sup>業<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>さ<sup>氣</sup>たる<sup>氣</sup>罪<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>つた<sup>氣</sup>後  
 生を<sup>氣</sup>吊<sup>氣</sup>ひ<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>業<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>え<sup>氣</sup>ん<sup>氣</sup>す<sup>氣</sup>然<sup>氣</sup>る<sup>氣</sup>——と<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>れ  
 とも<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>れ<sup>氣</sup>ち<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>す<sup>氣</sup>抱<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>さ<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>ける<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>権<sup>氣</sup>く<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>え  
 せ<sup>氣</sup>れて<sup>氣</sup>身<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>河<sup>氣</sup>原<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>う<sup>氣</sup>川<sup>氣</sup>み<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>上<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>  
 なく<sup>氣</sup>石<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>勢<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>花<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>ま<sup>氣</sup>や<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>讀<sup>氣</sup>念<sup>氣</sup>佛<sup>氣</sup>や<sup>氣</sup>て  
 後<sup>氣</sup>彼<sup>氣</sup>女<sup>氣</sup>房<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>物<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>たり<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>か<sup>氣</sup>つ<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>口<sup>氣</sup>供<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>法<sup>氣</sup>師<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>お  
 せ<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>さ<sup>氣</sup>せ<sup>氣</sup>る<sup>氣</sup>へ<sup>氣</sup>小<sup>氣</sup>京<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>く<sup>氣</sup>車<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>小<sup>氣</sup>京<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>来<sup>氣</sup>迎  
 院<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>川<sup>氣</sup>女<sup>氣</sup>房<sup>氣</sup>は<sup>氣</sup>出<sup>氣</sup>家<sup>氣</sup>地<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>化<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>り  
 加<sup>氣</sup>つ<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>懐<sup>氣</sup>小<sup>氣</sup>入<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>出<sup>氣</sup>れ<sup>氣</sup>お<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>後<sup>氣</sup>行<sup>氣</sup>さ<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>り  
 る<sup>氣</sup>半<sup>氣</sup>上<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>次<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>正<sup>氣</sup>天<sup>氣</sup>王<sup>氣</sup>寺<sup>氣</sup>小<sup>氣</sup>次<sup>氣</sup>れ<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>い<sup>氣</sup>ら<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>大<sup>氣</sup>門<sup>氣</sup>  
 も<sup>氣</sup>ち<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>ま<sup>氣</sup>老<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>れ<sup>氣</sup>て<sup>氣</sup>體<sup>氣</sup>體<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>何<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>云<sup>氣</sup>非<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>何<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>り  
 日<sup>氣</sup>乞<sup>氣</sup>食<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>中<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>交<sup>氣</sup>る<sup>氣</sup>其<sup>氣</sup>故<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>何<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>云<sup>氣</sup>非<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>何<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>り  
 者<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>何<sup>氣</sup>と<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>お<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>る<sup>氣</sup>日<sup>氣</sup>取<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>る<sup>氣</sup>す<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>白<sup>氣</sup>ひ<sup>氣</sup>か<sup>氣</sup>の<sup>氣</sup>あ<sup>氣</sup>す  
 果<sup>氣</sup>り<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>化<sup>氣</sup>非<sup>氣</sup>人<sup>氣</sup>是<sup>氣</sup>を<sup>氣</sup>く<sup>氣</sup>つ<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>者<sup>氣</sup>體<sup>氣</sup>に<sup>氣</sup>た<sup>氣</sup>ま<sup>氣</sup>入<sup>氣</sup>け<sup>氣</sup>て

すしき利上人よりてみまはしたるあゆみのありさま  
や上人をみちりてぬく世ふたたり此阿母の五輪を  
又系同の阿そりれす座勢のありてぬくもさあ  
人より人あらずやしおゆふおされたりのかうをく  
るみてわり上人は誰かをさすといとれしくおる  
てとをさすもつに次の日未の刻斗に上人由達と系  
りぬいたる非人共ぬまをさすいたり又さふらぬを  
家人と教をさすも阿いさるものも阿り長む者  
る上人何事とあひぬくおれらゆは是にぬくの  
髑髏の阿の母の母言はて念佛中つらう介の刻程小  
渡辺の揚乃上にて西たむいしてる声に念佛中つら  
年の時斗に揚乃身をあそりぬ志雲立の音楽して  
矣香らんしては勝の誕生してを吊ひゆ也  
とゆれば上人渡辺にたをりしうけぬの身をさり阿  
けて孝堂をりし身を讀念佛中あひて後うりし  
かの危の筋糸を尋るひゆれば阿りし時阿系をみ  
たして小系たれり出家をすゆてねをりしうけぬ  
女席也扱はせ皇座宮元危絶止の北の市左大左伊通  
の孫も阿中ゆくの娘も人老知にけり阿をれ  
かりし事共也



後入まいたればと入りて居る所もあつた。口御大  
夫と位高き三位中納の北の方の婦にてたゞとて  
彼の所へ志のしてたゞ一ちんちん所へ尋入て大御  
典侍をいふれ小法師もせり。三位中納を御と  
片りり東國をいひて成つたつち南都をわ  
路がたりとも流徒のまへにたゞはあかき  
又兼せんこ中たりたりたれ。小法師もすことい  
おひひりす。夏のふ他し。いひてす。いひ出  
てふ。いふめ。成澤衣。人のやをさる。みたる  
さる。にわらひたりけるを。今。み。い。に  
け。い。ま。ま。う。の。い。入。せ。ま。い。い。け。い。い。い  
を。い。ま。三。位。中。納。の。み。ま。い。と。た。ち。て。袖。を  
影。ま。て。ね。い。ら。れ。け。る。大。御。典。侍。の。目。を。い  
あ。あ。れ。く。て。い。の。り。え。の。み。す。取。い。い。く。い。り。も  
三。位。中。納。の。ま。り。い。ん。に。い。り。て。す。い。れ。を。あ。か  
川。子。て。何。れ。あ。と。ま。あ。を。い。出。い。ん。の。芸。北。の。市。の。目  
小。目。を。み。合。て。い。ま。あ。る。み。い。を。お。と。い。ま。い。ま。あ。り  
典。侍。の。り。あ。り。に。い。て。一。言。も。出。い。ま。い。二  
所。の。心。の。い。ま。す。い。ま。い。す。い。ま。い。す。い。ま。い。す。い。ま。い。す  
世。傳。い。い。け。る。大。御。典。侍。の。を。い。れ。り。て。出。れ

入勢より至りて三位中納の御子も有りてすべしのも  
一川入をりて三川に化して衆をよめとして志願れり  
この二階にありけりをよにわすいて衆らせたり  
昔はむとせたる山のともありりていさゝもまん  
せめての四出ありさの世にるの事をみこむるも  
もろびすの入りひりて志よるけよていり  
に化れたのトてさせめとて捨の山に社を  
かゝりてありけりなりけりけりいりの中社  
の志願れたるもねたるも北音をそりていさ  
何ていさけいさの志願れり三位中納もあ  
り

うすいあつすうきやせられけり

ぬすまふ衣のすも何のせんを路の飛んとおへ  
北音りかき

いふ化とては杉の木のしつと後の世をのり  
三位中納の化れりてその志願れりありあり  
身のせめてのつみのむらや人知命いたれて家の  
大鬼に化してたつるつとてすあるに命いさ  
もあつたり今一度すもいさる志願れり  
化てんとあつたり化れ人に化れて罪  
らくんすものも後世をいさる志願れり

一すいふかきんはゆりさぬにてにをりしきんさるはれ  
くち出家ををもしそかきみは髪をもちうんとハお  
くし六戸しこの身をれいけされぬやとて又おみ  
いをちのーたふ北の方の日の出のあひひるまに事  
ぬからりけりたし志のよつたは能もーゆすいふ  
ハ帯の事かりしつふかきんくも此の二月の白を  
うたりしもあひありしつたををんちりて後ハ誠意三  
位のくつのでしたぬのたにも志川むつりー身の  
せん帝のいさるのちの身きりーかりーよふまきーく  
ハのせよたををぬせいすのさりーくハ今一たえをり

事ゆかおのひてつれをくすくしすくをえん  
しーよまき過しつるいきてみ(なりえきり地獄  
くられ今日さりつたつれかりしやとありひつら  
れありつふぬいさるなりにてねをすらん事の  
かトトよとておれをそおちるるーた昔今  
の事まふりてあふさむ事ハむー日をさきひ夜を  
き(秘)もはくをんまに何いん視されハ武士共  
乃い川とむちちりてみんもも心もたれらるれ  
くくもえなりついで今いよみちをにくすりやあ  
すものあひて三ふハおのちたりとにまりけいハい



今宵ハれとすりらりかー武士ありあとの一夜のいと  
ま志すさらん明の心は明年攻りあらん十のとも  
たのやれす也子格にたてふりたのんはまをた  
は河津すありを宗祖のこえれ也志ハしくとも  
三位中納の心神ふりあつて危の面直出のたり  
クれ共すりともあつてはふあつてはとて三位中納あ  
くく引もあれて出のいぬれも馬をええすめす  
引えしくあふもしせいさふ武士もあれをみてみ  
れ神を志ほりける也神と共侍をりをしを  
あつたもしくあつてはとては共あすうあれは

北の引川きてあつては夫朝のせうしをけんはふ  
漢高祖の為小項羽をろほすれし時項羽いさふ  
まけていまはつたりにかりしはあつたさしやうく  
あひはる廣氏う祥はあつてたういにはあつた  
うたりのあつたしあつてはあつたあつたあつた  
よくはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては  
先もあつたにあつてはあつてはあつてはあつては  
廣氏田原源四面楚歌声と云侍あつたはあつた  
あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては  
地もあつてはあつてはあつてはあつてはあつては

治承七年五月小倉宮の流矢に何いりてうせ  
さ増多いしくおにま替とのあひらふふと身のう  
とお厚にて衣を襦きたまひ也又とさ澄りき  
過るハ原三位入道の一門を厚く當家の教とみ  
り己命をうりかづと氣とみつけらばにの世に  
いすねりくさる世のあひまそとお孫くさるあし  
するおはけてるをみしをかりけつたお僧さうけり

平家物語卷第十八終

